

令和6年12月26日

総務部人事課内部統制室
内線 2152
直通 092-643-3082
担当 光永、吉崎

職員の処分について

本日付で、下記のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせします。

記

第一

1 当事者

(1) 被処分者

- ① 所属部 商工部（本庁）
- ② 職 級 一般職員（事務主査）
- ③ 年 齢 37歳（男）

(2) 事実の概要

- ① 被処分者は、令和3年8月、入浴中の女性を撮影する目的で浴室窓からスマートフォンを差し向けた。
- ② 被処分者は、令和5年9月、別の女性及びその親族に対し、3回にわたり同人宅に押し掛け室内を覗くといったつきまとい等を反復して行った。

これらの行為について、福岡県迷惑行為防止条例違反及びストーカー行為等の規制等に関する法律違反により令和6年5月31日に略式起訴され、同年6月10日に罰金80万円の略式命令を受けた。

(3) 処分内容

停職 12月

第二

1 当事者

(1) 被処分者

- ① 所属部 県土整備部（出先）
- ② 職 級 一般職員（主任主事）
- ③ 年 齢 35歳（男）

(2) 事実の概要

- ① 被処分者は、県土整備事務所の用地取得事務において、土地の所有権移転登記を行わないまま登記事項証明書、登記完了証を変造し、補償金の支払手続を行った（令和6年2月）。
また、検査が完了していないにもかかわらず検査調書を変造し、補償金の支払手続を行った（令和6年2月～3月）。
- ② 被処分者は、別の用地取得事務において、令和5年度内に物件の移転が完了していないにもかかわらず、翌年度への予算の繰越手続を行わないまま補償金の支払手続を行うこととし（令和6年3月）、国庫補助金5,794万円余の返還及び加算金の支払を生じさせた。

(3) 処分内容

停職 6月

2 関係職員

(1) 被処分者及び処分内容

所属部	職級	処分内容	当時の職名
県土整備部 （出先）	課長補佐級 （課長）	減給 1/10 1月	課長
県土整備部 （出先）	係長級 （企画主査）	戒告	係長

(2) 事実の概要

- ① 被処分者は、県土整備事務所の用地取得事務において、令和5年度内に物件の移転が完了していないにもかかわらず、翌年度への予算の繰越手続を行わないまま補償金の支払手続を行うこととし（令和6年3月）、国庫補助金5,794万円余の返還及び加算金の支払を生じさせた。【上記1（2）②関係】
- ② 被処分者は、別の用地取得事務において、部下職員が行った文書の変造に気づかないまま、補償金の支払手続を行った（令和6年2月～3月）。【上記1（2）①関係】

3 管理監督者

所属部	職級	処分内容	当時の職名
県土整備部 （出先）	次長級 （副理事兼所長）	訓告	所長

第三

1 当事者

(1) 被処分者

- ① 所属部 農林水産部（出先）
- ② 職 級 係長級（企画主査）
- ③ 年 齢 53歳（男）

(2) 事実の概要

- ① 被処分者は、令和6年5月、飲酒後の帰宅途中の路上において、女性職員に対し、左頬へキスをするセクシュアル・ハラスメント行為を行った。
- ② 被処分者は、同年7月、別の女性職員に対し、私生活に立ち入るなど性的な言動を含むSNSのメッセージを送信するセクシュアル・ハラスメント行為を行った。

(3) 処分内容

減給10分の1 3月